

【独立役員の確保に係る実務上の留意事項】

(平成24年4月改訂版)

今回の主な改訂箇所は、以下のとおりです。

- ◆「証券市場の信頼回復のためのコーポレート・ガバナンスに関する上場制度の見直しについて」に関連するもの
 - ・「(6) 属性情報の記載」、「(7) 社外役員に関する記載」及び「(8) 新様式による独立役員届出書の提出」の項目を追加
 - ・「2. 独立役員届出書の提出に係る留意事項について」の全面的な見直し
- ◆その他
 - ・独立役員の確保に係る経過措置の説明を削除

1. 独立役員の確保に係る実務上の留意事項について

(1) 制度の趣旨・独立役員とは

上場内国会社は、一般株主保護のため、独立役員を1名以上確保しなければならない旨を、適時開示等規則の企業行動規範（第4章第1節）のうち実効性確保手段の対象となる「遵守すべき事項」として規定しています。

(*) 独立役員とは、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役又は社外監査役をいいます。

コーポレート・ガバナンスの充実に向けて、平成21年6月公表の経済産業省企業統治研究会報告書において、一般株主との利益相反問題の回避について、一般株主保護の観点から、経営陣から独立した者の存在が前提となる旨の提言がなされました。また、実際にも、こうした者を確保することについては以前より内外の投資者を中心として、強い要望が寄せられていました。名証では、こういった状況を踏まえ、平成22年2月に適時開示等規則の一部改正を行い、独立役員の1名以上の確保を義務化いたしました。

なお、この独立役員の法的な地位、責任範囲は会社法上の社外取締役、社外監査役と異なることはなく、その職務内容や権限、選任方法、任期等は、会社法の範囲内で定められるものである点が変わるものではありません。

(2) 独立役員の確保に係る企業行動規範上の遵守事項

上場内国会社は、一般株主保護のため、独立役員（一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役（会社法第2条第15号に規定する社外取締役であって、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する者をいう。）又は社外監査役（同条第16号に規定する社外監査役であって、会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する者をいう。）をいう。以下同じ。）を1名以上確保することが義務づけられています。

【適時開示等規則第31条の2】

上場会社は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員を1名以上確保し、その氏名等の情報を名証に届け出てください。「(4) 独立性に関する判断基準について」において、「一般株主と利益相反が生じるおそれ」があると認められる可能性が高いと考えられる類型を列举しておりますので、そちらを参照してください。なお、企業行動規範上の義務は、1名以上の独立役員の確保ですので、要件に合致する社外役員が複数名存在する場合であっても、その全員を独立役員として届け出なければならないものではありません。独立役員を指定する場

合の決定方法は、会社の任意で定めることができます（なお、以下においては、独立役員とは、独立役員の要件に該当するもの全員ではなく、会社によって独立役員として指定した者のことをいいます。）。届出の詳細については、「**2. 独立役員届出書の提出に係る留意事項について**」を参照してください。

1名以上の独立役員の確保及びその適切な届出が行われない場合は、企業行動規範に違反したものと、公表措置など所定の措置を講ずることがあります。

(3) 独立役員の届出について

上場内国会社は、独立役員に関して記載した名証所定の「独立役員届出書」を名証に提出することが義務づけられています。

また、「独立役員届出書」の内容に変更が生じる場合には、原則として、変更が生じる日の2週間前までに変更内容を反映した「独立役員届出書」を名証に提出することが義務づけられています。

【適時開示等規則の取扱い 16】

独立役員の確保に係る企業行動規範の遵守状況を確認するため、名証への「独立役員届出書」の提出を求めています。また、提出された「独立役員届出書」については、企業行動規範への遵守状況の確認手続きの透明性を確保する観点から公衆縦覧に供することとしています。

「独立役員届出書」の内容に変更がある場合の届出の時期は、規則上、原則として変更が生ずる日の2週間前までとしております。多くの場合、「独立役員届出書」の内容の変更は、上場会社の定時株主総会の日に生ずると想定されますので、実務上、株主総会の招集通知を株主に発送するタイミングに併せて届け出いただくことを想定しています。

「証券市場の信頼回復のためのコーポレート・ガバナンスに関する上場制度の見直しについて」（平成24年4月25日公表）に基づく独立役員届出書の記載事項等の見直しについては、「**(6) 属性情報の記載**」、「**(7) 社外役員に関する記載**」及び「**(8) 新様式による独立役員届出書の提出**」を、見直し後の記載要領等については、「**2. 独立役員届出書の提出に係る留意事項について**」を参照してください。

(4) 独立性に関する判断基準について

前述のとおり、企業行動規範（適時開示等規則第31条の2）では、独立役員として、社外取締役又は社外監査役の中から、一般株主と利益相反の生じるおそれがない者を確保することが義務づけられますので、確保及びその適切な届出がなされなかった場合には、企業行動規範違反と認定されます。

独立役員として届け出ようとする者が、経営陣から著しいコントロールを受け得る者である場合や、経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得る者である場合には、一般株主との利益相反が生じるおそれがあると認められる可能性が高く、企業行動規範の違反となる可能性が高いと考えられます。

独立役員として届け出ようとする者が以下に掲げる事由に現在又は最近において該当している場合には、必ず事前相談を行ってください。また、既に独立役員に指定している者が、事後的に該当した場合においても、直ちに名証にその旨をご連絡ください。

なお、過去に以下に掲げる事由に該当していた者を独立役員として指定する場合には、その事実を踏まえてもなお一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定する理由を独立役員届出書やコーポレート・ガバナンス報告書において記載することが必要となります。

事前相談についての詳細は、「**(5) 事前相談について**」を参照してください。コーポレー

ト・ガバナンス報告書における独立役員の確保の状況の開示についての詳細は、上場会社通信サイト内の提出書類様式・提出「コーポレート・ガバナンスに関する報告書記載要領」を参照してください。

a 当該会社の親会社又は兄弟会社の業務執行者

- ※ 「親会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社をいいます。
- ※ 「兄弟会社」とは、当該会社と同一の親会社を有する他の会社をいいます。
- ※ 「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず使用人を含みます。監査役は含まれません。
「顧問」や「相談役」については、法令上の一般的な定義が存在しないため、その実態に照らして「業務執行取締役又は使用人」に該当するか否かを判断することが必要となります（これは、会社法施行規則の解釈に係る問題であるため、法律専門家等にも確認することが適当です。）。なお、その者の経歴如何によっては、「業務執行者であった者」には該当する可能性があるので留意が必要です。

b 当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当該会社の主要な取引先若しくはその業務執行者

- ※ 「主要な取引先」に該当するか否かについては、会社法施行規則第2条第3項第19号ロに掲げる「当該株式会社の主要な取引先である者（法人以外の団体を含む。）」に準じて上場会社が判断するものとします。
- ※ 「当該会社を主要な取引先とする者」の判断にあたっては、独立役員として届出をいただく方の兼務先（業務執行者としての兼務先）である企業に、直接照会を行う等の方法で、合理的な範囲で確認していただくことを想定しています。「当該会社を主要な取引先とする者」の典型的な例としては、当該会社との取引による売上高等が当該取引先の売上高等の相当部分を占めている、いわゆる下請企業などが考えられます。
- ※ 「主要な取引先」とは、当該会社における事業等の意思決定に対して、親子会社・関連会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある取引先をいい、具体的には、当該取引先との取引による売上高等が当該会社の売上高等の相当部分を占めている相手や、当該株式会社の事業活動に欠くことのできないような商品・役務の提供を行っている相手、いわゆるメインバンクなどが考えられます。

c 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）

- ※ 「多額の金銭その他の財産」に該当するか否かについては、会社法施行規則第74条第4項第6号ロ又は同第76条第4項第6号ロの「多額の金銭その他の財産（これらの者の取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報酬等を除く。）」に準じて上場会社が判断するものとします。

d 最近において a から前 c までに該当していた者

- ※ 「最近において a から前 c までに該当していた」場合とは、実質的に現在、a から前 c までに掲げる事由に該当している者と同視できるような場合をいい、例えば、当該独立役員を社外取締役又は社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において、a から前 c までのいずれかに該当していた場合等が含まれます。

- e 次の(a)から(c)までのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く。)の近親者
- (a) aから前dまでに掲げる者
 - (b) 当該会社又はその子会社の業務執行者(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役又は会計参与(当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。)を含む。)
 - (c) 最近において前(b)に該当していた者

※ 「重要でない」に該当するか否かについては、会社法施行規則第74条第4項第6号ハ等に準じて上場会社が判断するものとします。具体的に「重要」な者として想定されるのは、a又はbの業務執行者等については各会社・取引先の役員・部長クラスの者を、cの所属する者については各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所に所属する弁護士(いわゆるアソシエイトを含みます。)を想定しています。

※ 「近親者」とは、二親等内の親族をいいます。なお、離婚、離縁などによって親族関係が解消されている場合は、ここにおける近親者としては取り扱いません。

(5) 事前相談について

上場会社は、独立役員として届け出ようとする者が、前(4)に掲げる事由のいずれかに該当している場合は、必ず事前相談を行ってください。

事前相談は、原則として、提出予定の「独立役員届出書」の案をあらかじめ用意してください。また、ご相談いただいた内容については、その結果、独立役員として指定することにつき再考をお願いすることもありますので、十分な時間的余裕をもって事前相談を行ってください。

※ 「独立役員届出書」の内容に変更が生じる日の2週間前までに、変更内容を反映した「独立役員届出書」を名証に提出することとなっています(適時開示等規則の取扱い16参照)ので、事前相談は早めに行うよう留意してください。

(6) 属性情報の記載

上場会社は、独立役員として指定する者が次のa～cに該当する場合は、独立役員届出書において、該当状況及びそれぞれの概要を記載することとします。

- a 上場会社の取引先又はその出身者
- b 社外役員の相互就任の関係にある先の出身者
- c 上場会社が寄付を行っている先又はその出身者

これは、独立役員の属性情報として、事実関係の記載を求めるものです。既存の「事前相談要件」((4)独立性に関する判断基準についてに列挙されている事由をいいます。以下同じ。)や「開示加重要件」(有価証券上場規程に関する取扱い要領10の4(5)に列挙されている事由をいいます。以下同じ。)とは異なり、このa～cに該当する社外役員であっても、事前相談は不要であり、「それを踏まえてもなお独立役員として指定する理由」の記載を必須とするものではありません。

なお、独立役員届出書だけでなく、コーポレート・ガバナンスに関する報告書においても、

属性情報の記載が必要となります(詳細は、別途、今般の規則改正に係る正式な通知とあわせてご案内する改訂後の「コーポレート・ガバナンスに関する報告書 記載要領」をご参照ください)。

[属性情報の確認の範囲について(a～cに共通)]

- ・ 「取引」、「相互就任」、「寄付」の関係の記載については、それが独立役員届出書の記載事項となっていることを前提として行われた調査の結果、把握できるレベルでの記載を求めるものです。記載にあたっては、合理的に可能な範囲での確認を行っていただければ足ります。
- ・ 「現在」における、上場会社と、独立役員本人及び独立役員の出身元の会社等との間の関係が記載の対象となります。ここで「現在」とは、直近事業年度の開始日から当事業年度の独立役員届出書を提出するまでの期間をいい、この期間における関係の有無の確認を行えば足りることとします。ただし、これより前の期間についても含めて記載することを妨げるものではありません。
- ・ 上場会社単体における関係が記載の対象であり、上場会社単体での関係の有無の確認を行えば足りることとします。取引先、社外役員の相互就任の関係にある先、寄付を行っている先についても、単体で判断することで足りることとします。ただし、連結ベースでの関係も含めて記載することを妨げるものではありません。
- ・ 「出身者」とは、現在を含む直近10年間に於いて業務執行者であった場合をいい、独立役員候補者が直近10年間に於いて所属していた先について確認を行えば足りることとします。ただし、直近10年間よりも過去の職歴も含めて記載することを妨げるものではありません。

a 上場会社の取引先又はその出身者

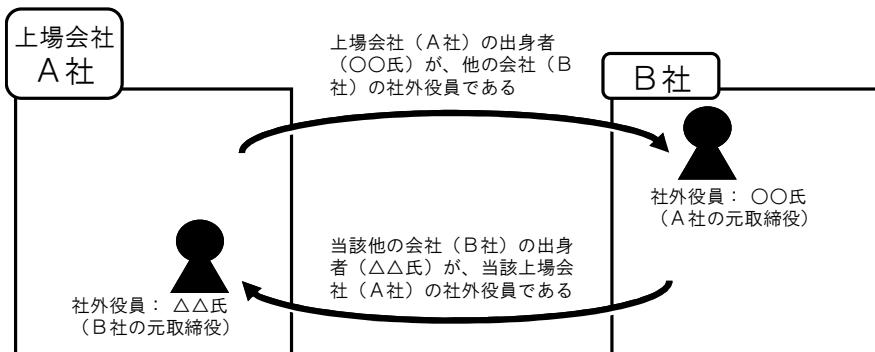
- ・ 既存の「主要な取引先」の基準には該当しない取引先も含む、全ての取引先が記載の対象となります。
- ・ 上場会社が、取引について、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準(例えば、取引高が「●●万円未満」など)を定め、当該軽微基準の概要を独立役員届出書において記載している場合には、軽微基準の範囲内である場合については、その存在自体の記載を省略することも考えられます。

[取引の概要の記載内容について]

- ・ 取引先と上場会社の間に存在する全ての取引の内容について網羅的に記載することを要するものではありません。
- ・ 取引関係を株主・投資者が適切に認識できる程度の記載を想定しています。例えば、取引の種別や金額、取引が行われた時期等を記載することが考えられます。
- ・ 取引の概要については、独立性に影響を与えるおそれがなく、概要を記載するまでもないと上場会社が判断した場合には、概要の記載に代えて、概要を記載するまでもないと判断した理由を記載することができます。
 - ・ 概要を記載するか、これに代えて理由の記載を行うかは上場会社の判断に委ねられています。概要に代えて記載する理由としては、例えば、一般消費者としての通常の取引であるといった理由が考えられます(これに限定されるものではありません)。
- ・ この場合でも、取引関係が存在するという事実自体は、独立役員届出書において記載(チェック欄を使用)する必要があります。

b 社外役員の相互就任の関係にある先の出身者

- 「社外役員の相互就任」とは、上場会社の出身者が、他の会社の社外役員である場合であって、当該他の会社の出身者が、当該上場会社の社外役員である場合をいいます（下図参照）。



〔相互就任の概要の記載内容について〕

- 社外役員の相互就任の関係を株主・投資者が適切に認識できる程度の記載を想定しています。例えば、相互就任の関係にある会社名のほか、相互就任の関係となるに至った経緯及び順序、相互就任の関係にある会社との関係、それぞれの前任者も同一企業の出身者であればその旨等を記載することが考えられます。
- 相互就任の概要については、独立性に影響を与えるおそれがなく、概要を記載するまでもないと上場会社が判断した場合には、概要の記載に代えて、概要を記載するまでもないと判断した理由を記載することができます。
 - 概要を記載するか、これに代えて理由の記載を行うかは上場会社の判断に委ねられています。概要に代えて記載する理由としては、例えば、合併等によって意図せず社外役員が相互就任する形となっているといった理由が考えられます（これに限定されるものではありません）。
 - この場合でも、相互就任の関係が存在するという事自体は、独立役員届出書において記載（チェック欄を使用）する必要があります。

c 上場会社が寄付を行っている先又はその出身者

- 寄付金額の多寡に関わらず、記載の対象となります。
- 上場会社が、寄付について、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準（例えば、「●●万円未満」など）を定め、当該軽微基準の概要を独立役員届出書において記載している場合には、軽微基準の範囲内である場合については、その存在自体の記載を省略することも考えられます。

〔寄付の概要の記載内容について〕

- 上場会社が行っている全ての寄付の内容について網羅的に記載することを要するものではありません。
- 寄付金関係を株主・投資者が適切に認識できる程度の記載を想定しています。例えば、寄付の金額や目的、寄付が行われた時期等を記載することが考えられます。
- 寄付の概要については、独立性に影響を与えるおそれがなく、概要を記載するまでもないと上場会社が判断した場合には、概要の記載に代えて、概要を記載するまでもないと判断した理由を記載することができます。
 - 概要を記載するか、これに代えて理由の記載を行うかは上場会社の判断に委ねられています。概要に代えて記載する理由としては、例えば、寄付金額が僅少である

といった理由が考えられます(これに限定されるものではありません)。

- ・ この場合でも、寄付関係が存在するという事自体は、独立役員届出書において記載(チェック欄を使用)する必要があります。

(7) 社外役員に関する記載

上場会社は、独立役員に指定しない社外役員についても、独立役員届出書において独立役員と同様に、独立性の基準及び開示加重要件への該当状況や属性情報に関する記載を行うことが必要となります。

独立役員制度において上場会社の義務となっているのは、1名以上の独立役員の確保であり、要件に合致する社外役員が複数名存在する場合であっても、その全員を独立役員として指定しなければならないものではなく、上場会社の判断により、その一部のみを独立役員として指定することが可能となっています。

今回の様式見直しにより、独立役員届出書において、独立役員に指定する社外役員だけでなく、独立役員に指定しない社外役員の情報も含めた、全ての社外役員の情報を記載することとなります。独立役員届出書の新様式においては、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の様式と同様に、全ての社外役員の氏名を明記したうえで、そのうち、独立役員に指定する社外役員には、その旨の印を付すこととなります。具体的には、独立性の基準及び開示加重要件、属性情報の該当の有無のチェックと、該当状況についての説明が必要となりますが、開示加重要件に該当する場合の「それを踏まえてもなお独立役員として指定する理由」の記載は不要です。

独立役員届出書における具体的な記載方法については、「2. 独立役員届出書の提出に係る留意事項について」をご参照ください。

自社の社外役員のうち、独立役員として指定しうる社外役員の全員を独立役員として指定している旨を、独立役員届出書において明記した場合には、独立役員に指定されていない社外役員についての独立性の基準及び開示加重要件への該当状況及び属性情報の記載を、省略することができます。

独立役員届出書の様式において、「独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している」というチェックボックスを新設しています。このチェックボックスをチェックした場合には、独立役員として指定されていない社外役員については、上場会社が、独立役員の資格を充たす者ではないと判断したことが明らかになるため、当該社外役員について、「独立性の基準及び開示加重要件への該当状況」及び「属性情報」に関する記載は行わなくてよいこととします。

例えば、社外役員が5名選任されている上場会社において、そのうち3名が独立役員の資格を充たしており、残りの2名は独立役員の資格を充たしていないときに、同社が、独立役員として指定しうる3名全員を独立役員として指定していて、かつ、そのことを独立役員届出書のチェックボックスにおいて明示した場合には、それ以外の2名の社外役員については、「事前相談要件」及び「開示加重要件」への該当状況や、属性情報の記載を行わなくてよいこととなります。

(8) 新様式による独立役員届出書の提出

①新様式による提出時期

旧様式から新様式への切り替えについては、上場会社の決算期ごとに、以下のとおり取り

扱うことといたします。

2月期決算会社

- 平成24年2月期に係る定時株主総会において独立役員の異動等(※1)がある場合でも、旧様式による提出で足りることとします。ただし、任意で新様式による提出を行うことを妨げるものではありません。
- 平成25年2月期以降に係る定時株主総会(これより後に開催される臨時株主総会も含まれます。以下同じ。)においては、独立役員の異動等がない場合でも、社外役員の選任議案(再任を含む)が付議される場合には、総会の2週間前までに、新様式による提出を行ってください。

3月期決算会社

- 平成24年3月期に係る定時株主総会において独立役員の異動等(※1)がある場合には、定時株主総会の2週間前までに、原則として(※2)新様式により提出を行ってください。
- 平成24年3月期に係る定時株主総会において独立役員の異動等がなければ、独立役員届出書の提出は不要です。
- 平成25年3月期以降に係る定時株主総会においては、独立役員の異動等がない場合でも、社外役員の選任議案(再任を含む)が付議される場合には、総会の2週間前までに、新様式による提出を行ってください。

4月期～1月期決算会社

- 平成24年4月期～平成25年1月期以降に係る定時株主総会において独立役員の異動等(※1)がある場合には、定時株主総会の2週間前までに、新様式により提出を行ってください。
- 平成24年4月期～平成25年1月期以降に係る定時株主総会において独立役員の異動等(※1)がない場合でも、社外役員の選任議案(再任を含む)が付議される場合には、総会の2週間前までに、新様式により提出を行ってください。

※1 「独立役員の異動等」の例としては、以下の場合が想定されます。独立役員に指定されていない社外役員についてのみ異動が生じる場合は、これに含まれません。

- ・定時株主総会で選任される(予定の)新任の社外役員を、独立役員に指定する場合
- ・既に社外役員に就任している者を、新たに独立役員として指定する場合
- ・これまで独立役員に指定していた社外役員の指定を解除し、別の社外役員を独立役員に指定する場合

※2 既に旧様式によって準備を進めている上場会社については、旧様式による提出で足りることとします。旧様式による提出を行う場合も、平成24年5月10日以降は、提出方法が変更となります。独立役員届出書(旧様式)の提出方法については、「2.(2)②旧様式の独立役員届出書を提出する場合の対応」を必ずご確認ください。

※3 本年の定時株主総会においては新様式を提出していない上場会社が、期中において独立役員の辞任等による指定解除を行う場合も、旧様式による提出で足りることとします。なお、期中において、独立役員を追加的に指定する場合や、既に届出済みの独立役員が事前相談要件や開示加重要件に該当した場合には、新様式による提出を行ってください。

②新様式提出後の更新

一度、新様式の独立役員届出書を提出した後における独立役員届出書のアップデートは、以下のとおり取扱うことといたします。

〔株主総会前における提出〕

- 株主総会において独立役員・社外役員の構成が変わることが予定されている場合や、属性情報（「取引」、「相互就任」、「寄付」）の該当状況及びその概要）の記載内容に変更がある場合（※1）には、その2週間前までに独立役員届出書を提出してください。

〔期中における提出〕

- 期中において、独立役員届出書の内容に変更がある場合（※2・※3）には、原則として変更が生ずる日の2週間前までに独立役員届出書を提出してください。

- ※1 従来、独立役員届出書の提出は不要と取り扱っていた「再任」の場合でも、定時株主総会の前のタイミングにおいて、取引関係等の記載の更新の要否を確認し、記載内容に変更がある場合には、変更後の独立役員届出書を提出してください。
- ※2 期中において独立役員届出書（新様式）の再提出が必要となるのは、以下の場合です（これらに該当しない場合でも、上場会社が任意で記載内容の見直しを行うことは可能です）。この場合には、以下に掲げる再提出に係る者についてのみ記載内容の更新を行えばよく、それ以外の者に関しては、記載内容の更新を行う必要はありません。
- ・独立役員を新たに指定する場合
 - ・独立役員を指定解除する場合（社外役員の辞任による場合のみならず、社外役員としての地位に変動はなく独立役員の指定のみを解除する場合も含みます）
 - ・独立役員が開示加重要件に該当することとなった場合（届出済みの独立役員が、事前相談要件に該当することとなった場合には、直ちに名証にその旨をご連絡ください）
- ※3 以下の場合は、その時点において独立役員届出書（新様式）を再提出することは不要であり、その後の株主総会において社外役員の選任議案（再任を含む）が付議されることに伴い独立役員届出書を提出する際に、変更内容を反映すればよいこととします。
- ・属性情報（取引、社外役員の相互就任、寄付）の有無について変更がある場合（例えば、当初提出した独立役員届出書（新様式）においては、取引関係はないとしていたが、期中において取引関係（「主要な取引先」には該当しない程度のもの）が生じた場合や、取引関係（「主要な取引先」には該当しない程度のもの）がある先の業務執行者に就任した場合など）
 - ・属性情報（取引、社外役員の相互就任、寄付）の概要について変更がある場合（例えば、当初提出した独立役員届出書（新様式）において記載していた取引の金額等が、期中において変動した場合など）
 - ・独立役員に指定していない社外役員が事前相談要件や開示加重要件に該当することとなった場合

2. 独立役員届出書の提出に係る留意事項について

(1) 独立役員届出書の新様式及び記載上の注意事項

独立役員届出書の新フォーマットは、以下のとおりです。

独立役員届出書																		
1. 基本情報																		
会社名											コード							
提出日						異動(予定)日												
独立役員届出書の提出理由																		
☐ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)																		
2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項																		
番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立 役員	独立性の基準及び開示加重要件への該当状況(※2・3)										属性情報 (※4)			異動内容	本人の 同意
				a1	a2	b1	b2	c	d	e1	e2	該当 なし	a	b	c			
1				本人														
2				近親者														
3				本人														
4				近親者														
5				本人														
				近親者														
				本人														
				近親者														
3. 独立役員の属性・指定理由等の説明																		
番号	該当状況についての説明(※5)										独立役員の指定理由等(※6)							
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
4. 補足説明																		

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 独立性の基準及び開示加重要件への該当状況についてのチェック項目

a1. 上場会社の親会社の業務執行者

a2. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

b1. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

b2. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

c. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

d. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

e1. 上場会社又はその子会社の業務執行者

e2. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)

以上のa1～e2の各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 属性情報についてのチェック項目(本人のみ)

a. 上場会社の取引先の業務執行者

b. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者

c. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者

以上のa～cの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※5 独立性の基準及び開示加重要件のa1～e2のいずれかに該当している場合には、その旨を具体的に記載してください。

属性情報のa～cのいずれかに該当している場合には、その概要について記載してください。

※6 独立役員の指定理由(a1～e2に該当している場合には、それを踏まえてなお独立役員として指定する理由を含む)を記載してください。

各項目の記載上の注意は以下のとおりです。

1. 基本情報

項 目	記載上の注意
(1)会社名	・会社名を記入してください。
(2)コード	・4桁の会社コードを半角数字で記入してください。
(3)提出日	・独立役員届出書を提出する日付を半角数字で「yyyy/mm/dd」の方式で記入してください。例えば、平成24年5月20日に提出を行う場合には、「2012/5/20」と記入してください。
(4)異動（予定）日	・独立役員に異動が生じる日を「yyyy/mm/dd」の方式で記入してください。例えば、平成24年6月20日の株主総会において新たに選任される社外役員を独立役員として指定する場合には、「2012/6/20」と記入してください。
(5)独立役員届出書の提出理由	・独立役員届出書を提出する理由を記載してください。 ・新様式における記載対象は、異動（予定）日の時点における最新の全社外役員であり、(7)以降の項目においては、退任した社外役員の氏名等の記載は行いません。社外役員の退任を理由に独立役員届出書を提出する場合には、退任者の氏名は本欄に記載してください。 (例) ・定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。 ・独立役員である〇〇〇氏が、期中（●●年●月●日付）で社外取締役（社外監査役）を退任したこととともない、新たに□□□氏を独立役員として指定するため。 ・独立役員である△△氏が新たに独立性の基準に該当することとなったため。
(6)「独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している」チェックボックス	・独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している場合には、チェックを付してください。チェックを付した場合には、独立役員に指定していない社外役員について、(10)、(11)、(14)の記載は不要となります。

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

項 目	記載上の注意
(7)氏名	・全社外役員の氏名を記入してください。 ・新様式における記載対象は、異動（予定）日の時点における最新の全社外役員です。異動（予定）日において退任する予定の社外役員については、記載しないでください。 ・「3. 独立役員の属性・指定理由等の説明」欄においては、本欄に記載した社外役員の氏名と同じ並び順で記載してください。 ・社外役員が5名以上いる場合には、必要に応じて Excel ファイル上で非表示となっている行を表示することにより、全社外役員の氏名を記載してください。
(8)社外取締役／社外監査役（ドロップダウンリスト）	・ドロップダウンリストから、「社外取締役」又は「社外監査役」のいずれかを選択してください。
(9)独立役員（ドロップダウンリスト）	・当該社外役員を独立役員として指定している場合には、ドロップダウンリストから「○」を選択してください。

項 目	記載上の注意
(10)独立性の基準及び開示加重要件への該当状況（ドロップダウンリスト）	・当該社外役員を独立役員として指定していない場合には、空欄としてください。 ・当該社外役員が、フォーマット下部の「※2」に掲げる a1～e2 に掲げる事由に該当している場合には、本欄の該当する項目にチェックをしてください。なお、「※2」に記載している文言は、有価証券上場規程に関する取扱い要領に定める文言を簡略化して記載しているものであることにご注意ください。 ・これらの規定の解釈等については、名証から上場会社宛に発出している各種通知文や、「適時開示ガイドブック」を参照してください（a1～e2 の事由の解釈については、今般の制度改正においても変更はありません）。 ・選択項目については、上記各事由に、社外役員「本人」が該当する場合には上段の、社外役員の「近親者」が該当する場合には下段のドロップダウンリストを使用してください。 ・各項目のドロップダウンリストにしたがって、「現在・最近」において該当している場合には「●」を、「過去」において該当している場合には「▲」を選択してください。ここでいう「過去」において該当している場合とは、例えば、「<u>現在</u>の親会社に<u>過去</u>勤務していたような場合」を指します。「<u>過去</u>の親会社に<u>現在</u>勤務している場合」や「<u>過去</u>の親会社に<u>過去</u>勤務していた場合」はこれにあたりません。 ・当該社外役員が、a1～e2 のいずれにも該当していない場合は、「該当なし」の項目のドロップダウンリストから「○」を選択してください。 ・なお、「独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している」のチェックをしている場合は、独立役員の資格を充たさない社外役員については本欄は記載不要です。
(11)属性情報（ドロップダウンリスト）	・当該社外役員が、フォーマット下部の「※4」に掲げる a～c に掲げる事由に該当している場合には、その該当する項目にチェックをしてください。なお、「※4」に記載している文言は、有価証券上場規程に関する取扱い要領に定める文言を簡略化して記載しているものであることにご注意ください。 ・今回の様式見直しによって新たに追加される a～c の解釈等については、「1.（6）属性情報の記載」をご参照ください。 ・本欄については、社外役員の「近親者」が該当する場合は記載の対象となりません。 ・各項目のドロップダウンリストにしたがって、「現在・最近」において該当している場合には「●」を、「過去」において該当している場合には「▲」を選択してください。ここでいう「過去」において該当している場合とは、例えば、「<u>現在</u>の取引先に<u>過去</u>勤務していたような場合」を指します。「<u>過去</u>の取引先に<u>現在</u>勤務している場合」や「<u>過去</u>の取引先に<u>過去</u>勤務していた場合」はこれにあたりません。 ・当該社外役員が、a～c のいずれにも該当していない場合は、各項目は空欄のままとしてください。 ・なお、「独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している」のチェックをしている場合は、独立役員の資格を充たさない社外役員については本欄は記載不要です。
(12)異動内容（ドロップダウンリスト）	・当該社外役員が、異動（予定）日における異動の対象である場合には、本欄において該当項目を選択してください。

項 目	記載上の注意
	・異動（予定）日において新たに社外役員に就任する場合には、当該者を独立役員に指定するか否かに関わらず、「新任」を選択してください。 ・既に社外役員となっている者を、追加的に独立役員に指定する場合には、「指定」を選択してください。 ・既に独立役員として指定されている者について、社外役員は退任せず、独立役員の指定のみを解除する場合には、「指定解除」を選択してください。 ・個別の社外役員についての記載内容について、記載内容の訂正や、チェック欄の更新等がある場合には、「訂正・変更」を選択してください。 ・新様式における記載対象は、異動（予定）日の時点における最新の全社外役員ですので、異動（予定）日において退任する社外役員についての記載は不要です。
(13) 本人の同意（ドロップダウンリスト）	・独立役員として届け出られる社外役員が、適時開示等規則に基づいて独立役員として届け出られることに同意していること及び独立役員届出書の内容について確認を行っていることを確認するために、ドロップダウンリストから、「有」を選択してください。 ・独立役員に指定していない社外役員については、本欄の記載は不要です。

3. 独立役員の属性・指定理由等の説明

項 目	記載上の注意
(14) 該当状況についての説明	<u>〔独立性の基準及び開示加重要件への該当状況の説明〕</u> ・当該社外役員が a1～e2 のいずれかに該当している場合は、その内容を簡潔に説明してください。 (例) ・社外取締役の□□□□氏は、過去（●年前）に、当社の主要な取引先である●●株式会社の業務執行者として勤務していた。 ・社外監査役の▽▽▽▽氏は、当社の主要株主である株式会社△△△の代表取締役社長である。 <u>〔属性情報の該当状況の説明〕</u> ・当該社外役員が属性情報の a～c のいずれかに該当している場合は、その概要を記載してください。記載内容については、「(6) 属性情報の記載」の説明を参照してください。 (例) ・社外取締役の□□□□氏は、当社製品の販売先である株式会社△△△の出身です。株式会社△△△と当社との間には、年間○○○百万円（平成○○年○○月期実績）の取引が存在しています。 ・社外監査役の○○○氏は、□□大学の経済学部教授ですが、当社は、同大学工学部○○学科に、研究支援目的で○○○百万円（平成○○年○○月期実績）の寄付を行っています。 ・「(7) 氏名」欄に記載した社外役員の氏名と同じ順番で記載してください。 ・本項目は、独立役員のみならず、社外役員についても記載は必須です。ただし、「独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している」のチェックをしている場合は、独立役員の資格を充たさない社外役員については記載不要です。

	・概要に代えて、概要を記載するまでもないと判断した理由を記載する場合にも、本欄を使用してください。
(15)独立役員の指定理由等	〔独立役員に指定する場合〕 ・当該社外役員を独立役員として指定する理由を記載してください。コーポレート・ガバナンスに関する報告書において記載が求められる「独立役員の確保の状況」について記載する内容と同様の内容とすることが考えられます。 ・独立役員として指定する者が a1～e2 のいずれかに該当している場合は、当該事由に該当していてもなお一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定する理由を記載してください。 〔独立役員に指定しない場合〕 ・当該社外役員の選任理由として、コーポレート・ガバナンスに関する報告書に記載する「当該社外取締役（社外監査役）を選任している理由」と同様の内容を記載することが考えられます。 ・当該社外役員に期待している効用が独立性に基づくものでない場合には、その効用を記載することも考えられます（必須ではありません）。

4. 補足説明

項 目	記載上の注意
(16)補足説明	・上場会社が取引や寄付について、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準を定めた場合には、本欄において当該基準を記載してください。 ・独立役員が確保されていない場合には、独立役員の確保に向けた今後の対応方針を記載してください。 ・その他、独立役員届出書に記載した内容について補足すべき内容がある場合には、本欄を使用してください。

（2）独立役員届出書の作成・提出及び公衆縦覧

【ご注意】今回の様式変更に伴い、平成24年5月10日から、独立役員届出書の提出方法が以下のとおり変更となります。

【変更前】 上場会社通信 から、Excel ファイルを提出
 （独立役員が複数名の場合は、人数分の独立役員届出書を提出）



【変更後】 TDnet から、PDF ファイルを提出
 （独立役員が1名でも、複数名でも、1社につき1通の独立役員届出書を提出）

①独立役員届出書（新様式）の作成・提出

1）独立役員届出書新様式のダウンロード

上場会社通信にログインし、順に、「提出書類様式・提出」、提出書類一覧の「その他」をクリックします。フォーマット一覧を表示する画面に遷移しますので、「項番 52 独立役員届出書」の項目から **Excel** ファイルをダウンロードし、保存してください。

2) Excel ファイルへの入力

ダウンロードした独立役員届出書のフォーマットを用い、「(1) 独立役員届出書の新様式及び記載上の注意事項」を参考に、必要事項を記載してください。

- ※1 フォーマット内の「2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項」及び「3. 独立役員の属性・指定理由等の説明」において必要な行の数は、各上場会社の社外役員の人数によって異なります。各社の必要に応じて、Excel ファイル上、非表示となっている行を表示させることなどによって調整してください。
- ※2 独立役員届出書は、最終的に PDF ファイルとして提出することとなりますので、入力した文字が、PDF ファイル化した際にも表示されるように、Excel ファイルの「行の高さ」などを適宜、調整してください。
- ※3 旧様式には、記載漏れ等を確認するためのマクロを設定しておりましたが、新様式では、そのようなマクロの設定はありません。記載内容については、各上場会社においてご確認の上、提出してください。

3) ファイル名の設定

独立役員届出書フォーマットの Excel ファイルのファイル名が、PDF ファイルに変換された際に右上にヘッダーとして表示されるように設定されております。ファイル名は、「会社名_独立役員届出書.xls」又は「会社名_独立役員届出書.xlsx」としてください。

4) Excel ファイルの PDF ファイルへの変換

必要事項を記載した独立役員届出書の Excel ファイルを、お手持ちの変換ソフトで PDF ファイルに変換してください。PDF ファイルに変換する際に、独立役員届出書が複数のページにわたることとなっても差し支えありません。各上場会社において、独立役員届出書の見易さやバランスを考慮して、適宜、調整してください。

5) 独立役員届出書の提出

独立役員届出書の PDF ファイルは、「TDnet オンライン登録サイト」において「縦覧書類」の「その他の縦覧書類」から PDF ファイルを登録してください。ご登録の際の表題、公開項目、開示指定日時については、以下のとおりとしてください。

【 表 題 】	独立役員届出書
【公 開 項 目】	独立役員届出書
【開示指定日時】	平日の 17 時 00 分

- ※1 平成24年5月10日以降は、独立役員届出書の上場会社通信による提出は行えませんので、ご注意ください。
- ※2 システム処理の関係上、夜間、休日に登録された書類は提出が完了せず、再提出が必要となることがあります。このため、夜間・休日の登録はご遠慮ください。(定款や株主総会招集通知など、現在 TDnet で提出いただいている他の書類とは異なりますので、ご注意ください)。
- ※3 開示指定日時は当日の 17 時 00 分のみご指定いただけます(17 時 00 分の指定が難しい場合には、名証担当者にご相談ください)。翌日以降の 17 時 00 分を指定して登録することはできませんのでご了承ください。
- ※4 書類を登録いただいた後、名証の担当者が内容の確認を行い、ご連絡させていただくことがあります。そのため、実際の提出時刻が指定時刻(17 時 00 分)より前後する場合がありますのでご了承ください。

②旧様式の独立役員届出書を提出する場合の対応

旧様式の独立役員届出書を提出する場合も、平成24年5月10日以降は、新様式と同じ方法で、TDnet から PDF ファイルを提出してください。上場会社通信による Excel ファイルの提出は行わないでください。

旧様式の独立役員届出書を提出する場合には、上場会社における独立役員の確保状況がわかるようにするため、以下に掲げる独立役員届出書をそれぞれ PDF ファイルに変換した後に、1つの PDF ファイルに結合（その際の順番は、旧様式における「独立役員通番」にしたがってください）した上で提出してください。

- ・異動対象となる独立役員（「指定」や「指定解除」に該当する者）に係る独立役員届出書
- ・現に独立役員に指定されている、異動対象ではない独立役員（任期中の者や、再任した者）に係る独立役員届出書

1つの PDF ファイルに結合された旧様式の独立役員届出書は一体のものとして公開されますので、結合して提出した独立役員届出書のいずれかの内容を訂正する場合には、訂正を要しない独立役員届出書も含め、改めて1つの PDF ファイルに結合した上で提出してください。ご登録の際の表題、公開項目、開示指定日時については、以下のとおりとしてください。

【 表 題 】 独立役員届出書（旧様式）
【公 開 項 目】 独立役員届出書
【開示指定日時】 平日の 17 時 00 分

③名証ホームページ等における公衆縦覧

TDnet から提出された独立役員届出書は、名証の担当者の提出完了のための処理の後、指定された時刻で上場会社 DBS（TDnet データベースサービス）に公開されます。また、登録日の翌日に名証ホームページ上の「上場銘柄情報」において公開されます。

以 上